

第 8 号様式（第 15 条関係）

（第 1 面）

事 業 計 画 書

令和 8 年 8 月 3 1 日

三重県知事 あて

住 所 三重県松阪市魚見町 582 番地 3
氏 名 株式会社機殿環境社
事業計画者 代表取締役 中川 浩伸
電話番号 0598-59-1021

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第 1 項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	破碎施設計画変更および工場用地を松阪市魚見町 1 2 8 7 番地 1 に拡張することにより、工場建屋内のレイアウトを見直すため、積替保管場所を変更し保管面積を拡張します。
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	松阪市魚見町 1287 番地 1
産業廃棄物の処理施設の種類	積替保管施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） ※上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む
産業廃棄物の処理施設の処理能力	最大保管量は別紙「廃棄物の保管計画（保管方法：積替保管施設）」のとお
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	松阪市魚見町 1287 番地 1
産業廃棄物の処理施設の処理方式	積替保管施設 6 0 m ² 積替場所：5 1 m ² 保管場所：9 m ² （1 3 . 2 m ³ ）
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別紙のとお
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	別紙「生活環境影響調査結果書」のとお

	設計計算上達成することができる 排ガスの性状、放流水の水質その他 の生活環境への負荷に関する数値	排ガスは発生しません。 排水は発生しません。
	悪臭の発散並びに騒音及び振動の 発生を防止するための措置	別紙「生活環境影響調査結果書」のとおり
	その他産業廃棄物の処理施設の構造 等に関する事項	なし

(規格 A 4 版)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	別紙「産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画」のとおり	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガスは発生しません。 排水は発生しません。	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別紙「産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画」のとおり	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催 の周知方法	予 定 日 時	令和8年9月15日 19時00分 ～ 20時00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	魚見町公民館 60名
	周 知 の 方 法	自宅訪問より通知
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	自社ホームページにて広告 https://hatadono.co.jp
	公 告 予 定 日	令和8年8月31日
	縦 覧 場 所	① 株式会社機殿環境社事務所 ② 機殿地区コミュニティーセンター
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和8年8月31日
	縦 覧 時 間	① 8時00分 ～ 17時00分 ② 8時30分 ～ 17時00分
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法 及び経路		搬入出の時間 8:00～17:00 トラックによる搬入出を行います。 搬入経路については別紙「機殿環境社の搬入経路」を参照
産業廃棄物の処理施設を使用する日時		月～土・祝日 8:00～17:00
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり 行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対 する届出その他これらに類するものを必要 とする場合にあってはそれらの手続の 状況		産業廃棄物設置許可対象外施設です。 令和8年7月30日 三重県生活環境の保全に関する条例における、騒音又は 振動に係る指定施設の対象外であることを松阪市環境 課に確認済 令和8年7月30日 工場用途について都市計画法に適合であることを松阪 市建設部建築開発課に確認済
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	(株) 機殿環境社
	T E L	0598-59-1021
	F A X	0598-59-1021

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。)を放流する場合は、放流地点を含む。)を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

(生活環境影響調査結果書)

生活環境項目 生活環境影響調査項目		施設排水の 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				○
	粉塵		○		
	浮遊粒子状物質 (SPM)				○
騒音	騒音レベル		○		○
振動	振動レベル		○		○
悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数		○	○	
水質					

(大気質)

搬入出に関しては処分施設と合わせ 1 日 5 台程度であり、NO₂、SPM による環境への影響は小さいと考えられます。

また、保管場所および積替場所は全て RC 敷きのため車両の運行による粉塵発生は想定されません。

(騒音・振動)

積み替えは野外での作業となりますが、処分施設の騒音、振動より相当程度低いため、環境への影響は小さいと考えられます。また、積み替え作業を十分に注意して行うことで騒音、振動を発生させないよう留意します。

搬入出に関しては処分施設と合わせ 1 日 5 台程度であるため、騒音・振動による環境への影響は小さいと考えられます。

(水質)

油分や有機物が付着した廃棄物は取り扱わないことから、汚水は発生しません。

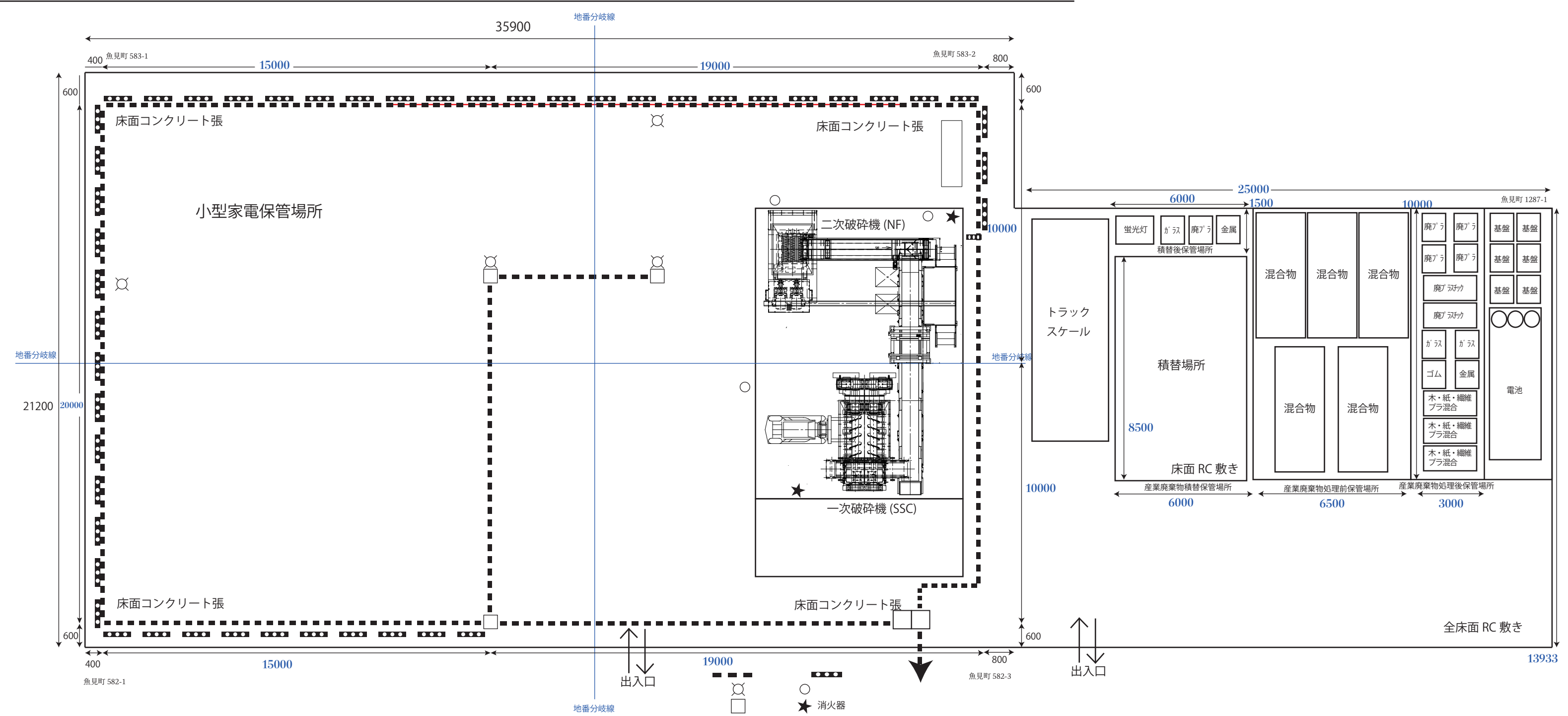
(悪臭)

悪臭を発生させる廃棄物は取り扱いません。

(産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画)

作業方法	5名での作業を行います。今後、搬入量が増加する場合は増員を予定しています。 作業時間は8:00～17:00です。
廃棄物の確認	受入時に産業廃棄物管理票(マニフェスト)との整合性を確認します。
廃棄物の積替方法	積替場所において廃棄物を手選別により分別し、積替保管場所にて保管します。
飛散・流出・腐敗・悪臭の防止	蛍光灯および水銀灯は専用ケースにて保管します。
火災発生防止	近くに消火器を設置します。
衛生害虫等の発生防止	発生が予測される場合、適宜薬剤の散布を行います。
騒音・振動の防止	搬入はダンプによる荷下ろしを避け、フレコンまたはパレタイナ(鉄カゴ)による搬入を行うことで騒音・振動・粉じんの発生を防止します。 また、分別も手作業により騒音・振動の発生を最小限におさえます。
定期点検 機能検査	作業員による日常点検を行います。
点検、検査の記録及び保存	点検等の記録に関しては、記録票による日常点検を実施し、電子媒体で5年間保管します。

株式会社機殿環境社平面詳細図（変更後）



廃棄物の保管計画（保管方法：積替保管施設）

積替場所面積	51.00m ²
--------	---------------------

廃棄物	保管方法	最大保管容量 (A)
蛍光灯	1.2m ³ 蛍光灯コンテナ（1個）	1.20m ³
金属くず	1.0m ³ パレティーナ（鉄カゴ）4段（4個）	4.00m ³
廃プラスチック類	1.0m ³ パレティーナ（鉄カゴ）4段（4個）	4.00m ³
ガラスくず等	1.0m ³ バツカン 4段（4個）	4.00m ³
合計		13.20m ³

計画保管容器一覧

① パレティーナ（鉄かご）（1 m³）



② 1m³ バックン



③ 蛍光灯処理会社指定 BOX (1.2m³)



積替保管施設 最大保管容量および保管方法

1－積替後保管場所 9 m² (6.0m×1.5m)

(1) 保管方法

品目ごとに鉄カゴ 4 段または 1m³ バックン 4 段での保管とする。

蛍光灯は処理会社指定コンテナ 1.2m³ に入れ保管する。

鉄カゴ (1200*100*900 = 1m³)

バックン (1200*100*900 = 1m³)

(2) 最大保管容量

1 3. 2 m³ (廃棄物の保管計画参照)

(3) 想定搬出量

蛍光灯	週 1 回	1. 2 m ³ / 回
-----	-------	-------------------------

金属くず	週 1 回	4 m ³ / 回
------	-------	----------------------

廃プラスチック類	週 1 回	4 m ³ / 回
----------	-------	----------------------

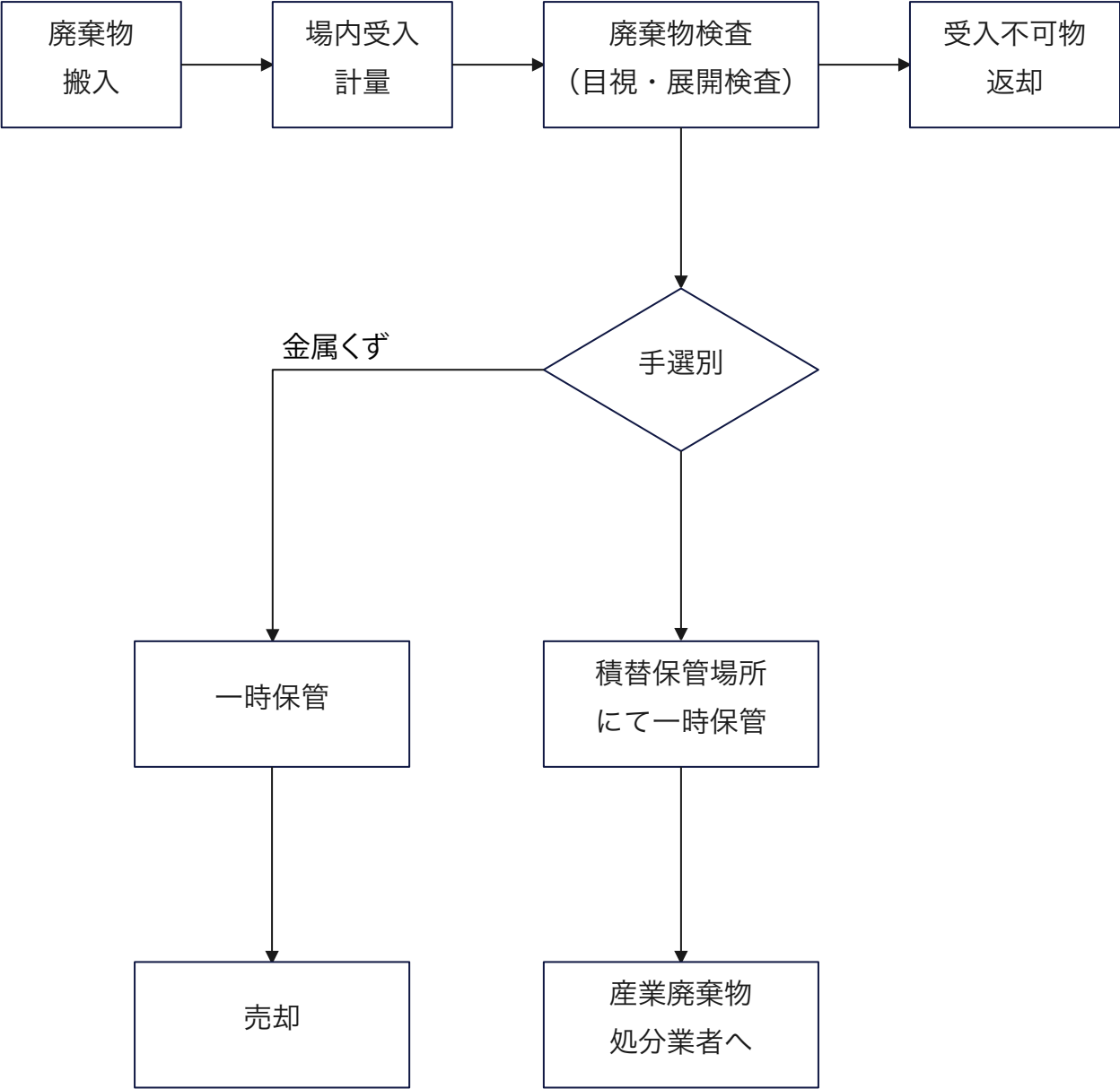
ガラスくず等	週 1 回	4 m ³ / 回
--------	-------	----------------------

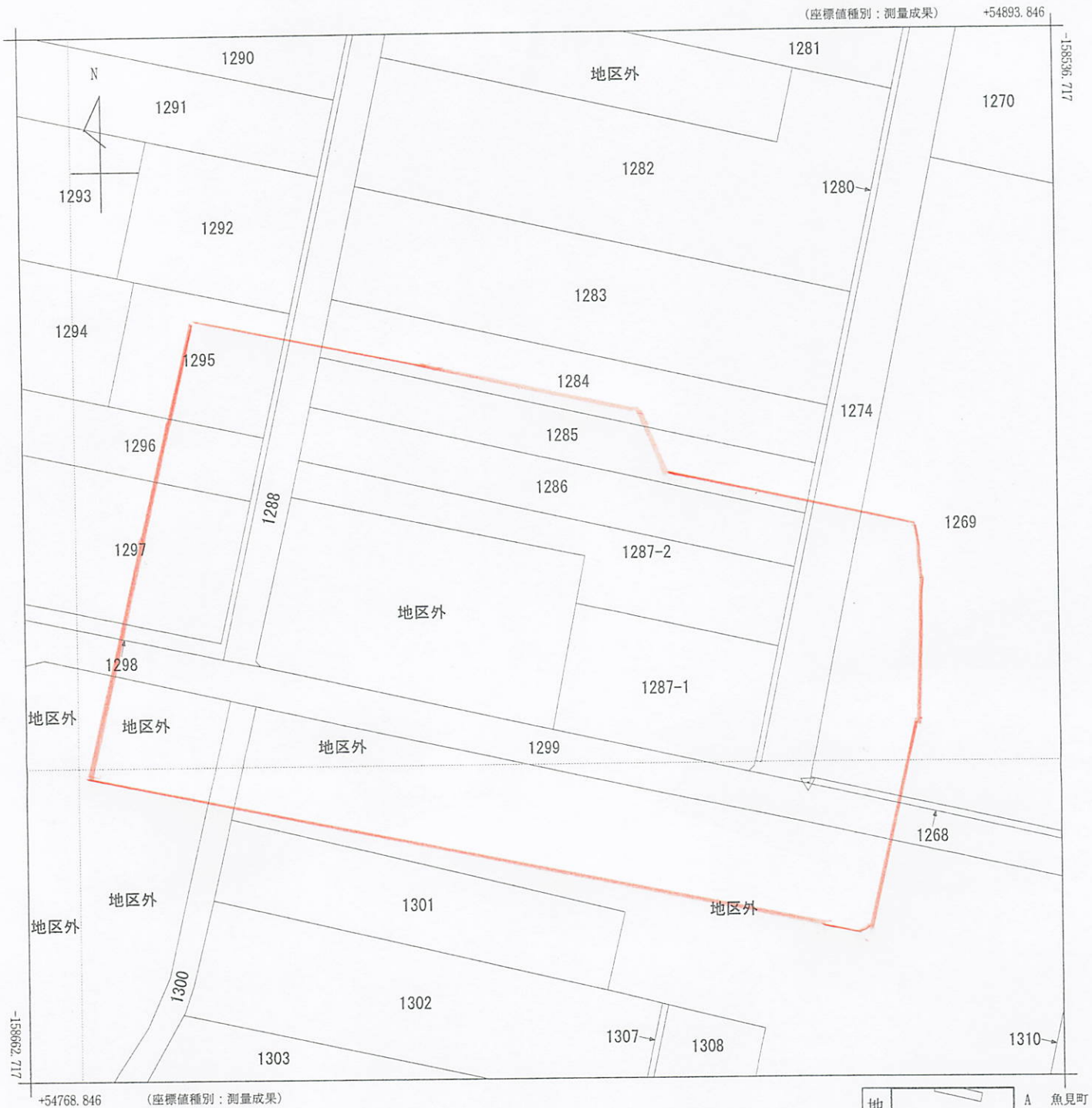
以上より、最大保管量は保管に係る基準 (平均搬出量の 7 日分保管量) に適合します。

2－積替場所 5 1 m² (8.5m×6.0m)

積替場所とする。

以上





請求部	所在	松阪市魚見町字里前				地番	1287番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成19年2月			備付年月日(原図)	平成21年3月11日			補記事項		

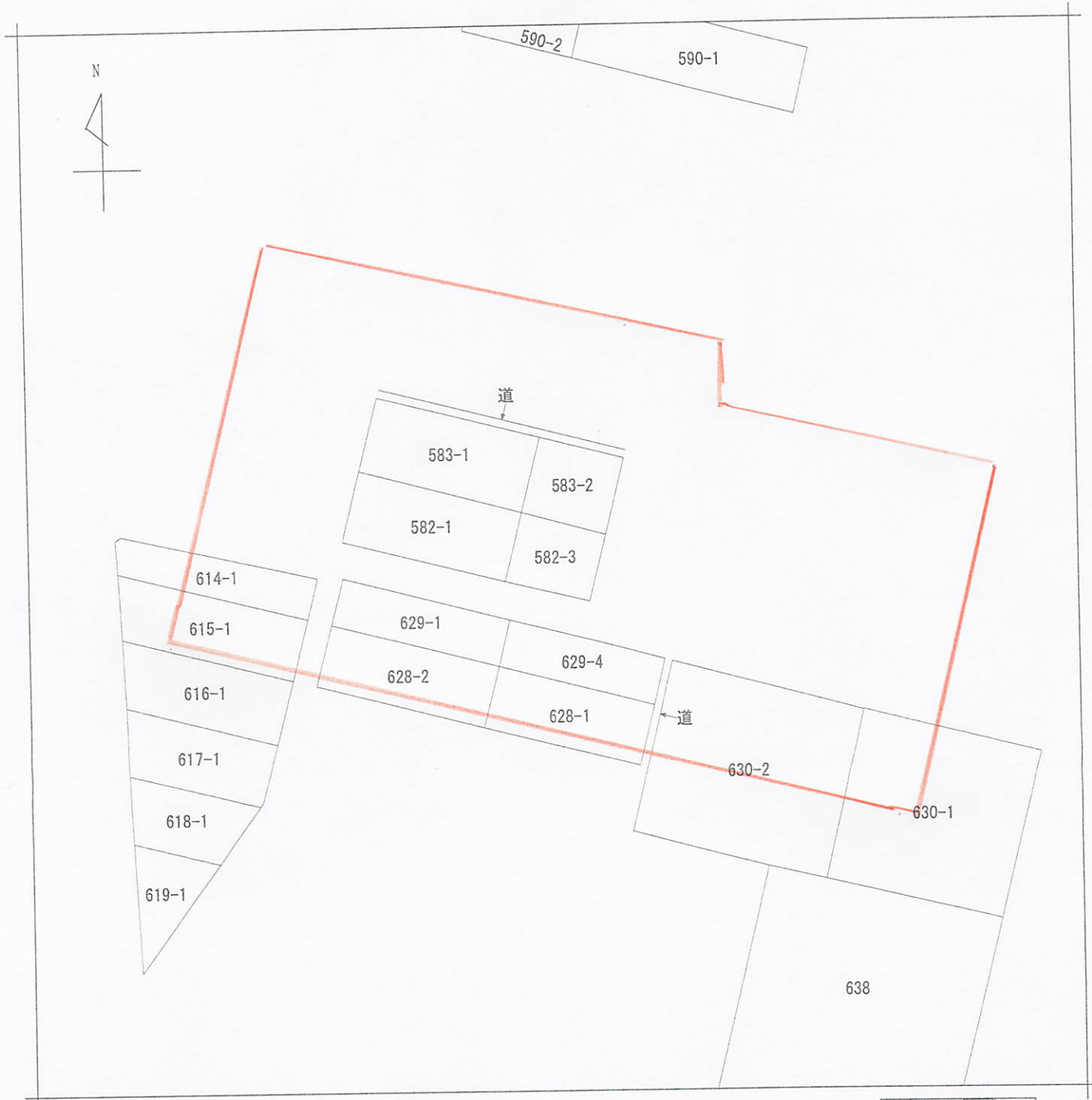
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月21日
津地方法務局松阪支局
登記官

請求番号：34-2
(1/1)

溝口和孝





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所 在	松阪市魚見町字里前					地 番	582番3		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月21日
津地方法務局松阪支局
登記官

溝口和孝



